

第 2 章

学校における食育の進め方

第2章 学校における食育の進め方

1 取組にあたっての全体的な留意点

学校における食育を進めていくためには、まず、各学校の実態を把握することが必要である。その上で、「本県の学校における食育推進の基本的な考え方」（p 7）や「本県のめざす学校における食育のイメージ」（p 8）を踏まえ、学校教育目標等との関連性も考慮し、「どんな子どもに育てたいか」という『食に関する指導目標』をできるだけ具体的に設定する。次に、目標達成のためには、学校における食育の内容を『食に関する指導計画（全体計画・年間指導計画）』に位置づけ、『実践』→『評価』→『改善』を行っていく。

食に関する指導計画の作成には、栄養・健康教育にとどまらず、食農教育、環境教育、地域学習、消費・流通に関する学習等の視点からも取り扱い、児童・生徒が食の持つ多様な側面に気づくことができるよう配慮する必要がある。しかし、全ての視点を踏まえる必要はなく、指導目標に沿って内容を精選し、児童・生徒が授業で重点的に学ぶことができる計画がむしろ望ましい。なお、学校教育活動全体で取り組むためには、『指導体制の整備』が求められ、栄養教諭・学校栄養職員との連携などにも工夫が必要となる。

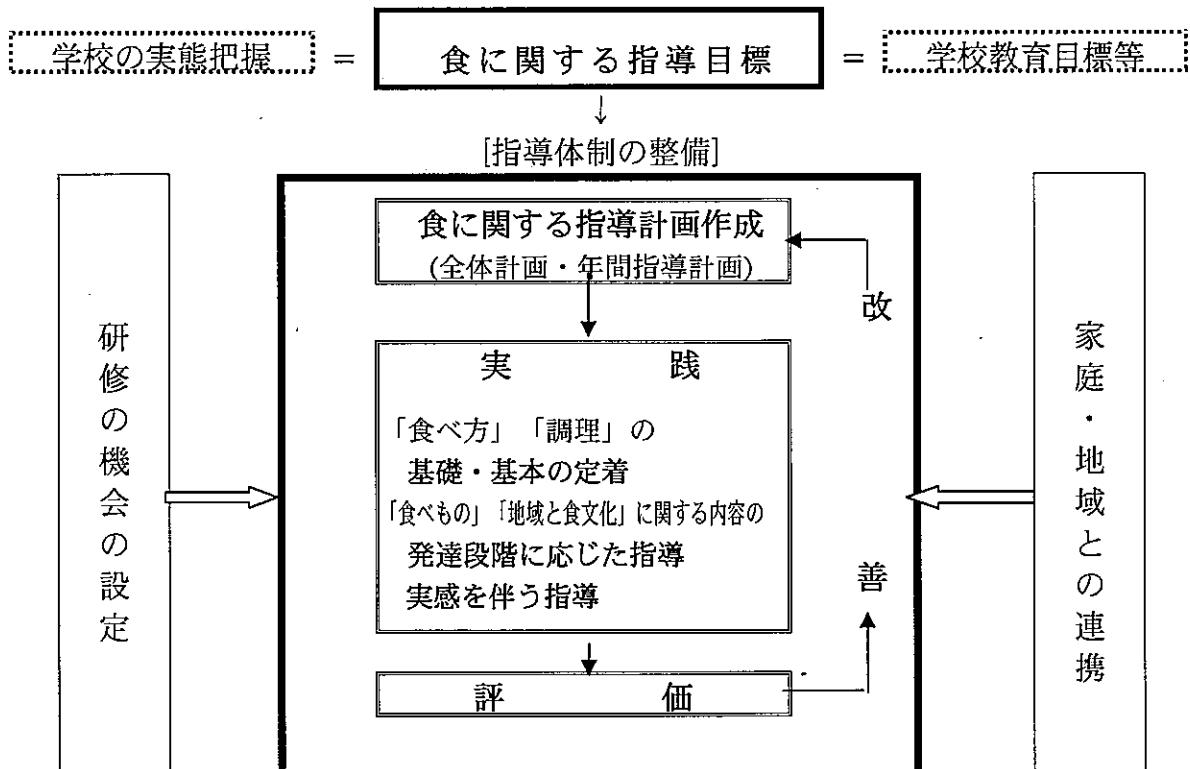
『実践』にあたっては、「食べ方」「調理」の『基礎・基本の定着』を図るとともに、「食べもの」「地域と食文化」に関する内容について『発達段階に応じた指導』、体験活動等を通した『実感を伴う指導』を行うよう心がけ、児童・生徒が食の持つ多様な側面に気づくことができるよう留意する。さらに、食に関する指導計画や実践内容について『評価』『改善』を行って、目標達成のための取組を進めていく。

また、これらの取組と並行し、『研修の機会の設定』とともに『家庭・地域、食に関する機関・団体との連携』を図る。

以上の留意点をまとめると、以下の(1)～(8)となる。

- (1) 学校の実態把握 [児童・生徒、保護者、地域の「食」についての意識、知識・態度、食生活実態等]
- (2) 目標設定 [本県の学校における食育推進の基本的な考え方を踏まえ、学校教育目標等との関連性も考慮]
- (3) 食に関する指導計画（全体計画・年間指導計画）の作成
[目標に即した内容、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間との関連]
- (4) 指導体制の整備 [学校教育活動全体で取り組んでいくための体制づくり]
- (5) 実践〔「食べ方」「調理」の基礎・基本の定着、「食べもの」「地域と食文化」に関する内容の発達段階に応じた指導、実感を伴う指導の必要性〕
- (6) 評価を活かした実践内容等の改善
- (7) 研修の機会の設定
- (8) 家庭、地域、食に関係する機関・団体との連携

《食育実践のイメージ》



2 具体的な取組における留意点と実践例

(1) 学校の実態把握

学校における食育を推進するにあたって、各学校の食に関する指導目標を明確にするためには、児童・生徒、家庭・地域等の実態を把握することが必要であり、これは、具体的な指導を的確に行うためにも必要である。この時、食習慣の実態把握だけではなく、児童・生徒、さらには、家庭・地域の食に関する知識や技能、食全体に対する様々な意識、食生活の改善に向けての意欲等も把握することに留意すべきである。例えば農村地帯と都市部では、食全体に対する意識が大きく異なること等が予想されるからである。

なお、食生活実態調査については、家庭独自の方針やプライバシーには十分注意を払い、その後の実践においても急な食生活の改善を求めることがないよう留意する必要がある。

《一般的な食生活実態調査の例》

食生活実態調査 (児童用)		食育アンケート	~家庭の意識調査~
【給食に関すること】		名前 (又はがなければお記入ください、無記入でも結構です。)	
1. あなたは、学校給食が好きですか、さらいですか。1つ選んで○をつけましょう。		子どもの学年 □年 □年 □年	
<input type="radio"/> 大好き <input type="radio"/> すき <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> さらい			
2. 間1で大好き、好きと答えた人は、その理由を3つまで選んで○をつけましょう。		学校に食育に取り組むことについてどう思われますか	
<input type="radio"/> おいしい給食が食べられるから <input type="radio"/> すきなものが食べられるから <input type="radio"/> みんなといっしょに食べられるから <input type="radio"/> みんなと同じものを食べられるから <input type="radio"/> 先生といっしょに食べられるから <input type="radio"/> 家で食べられない料理が食べられるから <input type="radio"/> 宿題のバランスがとれた食事が食べられるから <input type="radio"/> その他 ()		<input type="radio"/> 食育悪いことだと思う <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり意味がない	
3. あなたは、学校給食で出されたものを残すことがありますか。1つ選んで○をつけましょう。		3. 学校独自の食育活動についてどう思われますか	
<input type="radio"/> 上く残す <input type="radio"/> よく残す <input type="radio"/> ときどき残す <input type="radio"/> ほとんど残らない		<input type="radio"/> 食育悪いことと思う <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり意味がない	
4. 間3で「よく残す」と答えた人に聞きます。残すときの理由はなんですか。 3つまで選んで○をつけましょう。		4. どんな理由でそう思われますか	
<input type="radio"/> 量が多すぎるから <input type="radio"/> 食欲がないから <input type="radio"/> 太りたくないから <input type="radio"/> 1度にたくさん食べるとはずかしいから <input type="radio"/> 時間がないから <input type="radio"/> おいしくないから <input type="radio"/> きらいなものがあるから <input type="radio"/> その他 ()		5. 家で、わざさんによる食事についてお話をしたり、作業を体験させる機会はありますか ない 略近るようになった 常からずっとしている	
6. お台所での取り組みによって、家のわざさんや子供に何か変化がみられていれば教えてください。		6. お台所での取り組みによって、家のわざさんや子供に何か変化がみられていれば教えてください。	
7. 特別給食についてどう思われますか		7. 特別給食についてどう思われますか	
		<input type="radio"/> 特別給食悪いことだと思う <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり意味がない	
		8. 7の質問で「悪いことだと思う」を選ばれた方にお尋ねします。 今までの特別給食の中では何が最も思ひやかれたものでしたか。(複数回答可)	
		<input type="checkbox"/> ハヤシライス (白身鶏肉炒め) <input type="checkbox"/> ふきさと豚肉 (地鶏味噌) <input type="checkbox"/> 我の味噌拉麺 (白身宇賀野味味噌) <input type="checkbox"/> バイキング拉麺 (味噌を考え方選択) <input type="checkbox"/> おまじみ拉麺 (味噌会拉麺との連携)	

* 詳細については、「第3章 食育推進モデル校における実践例」を参照

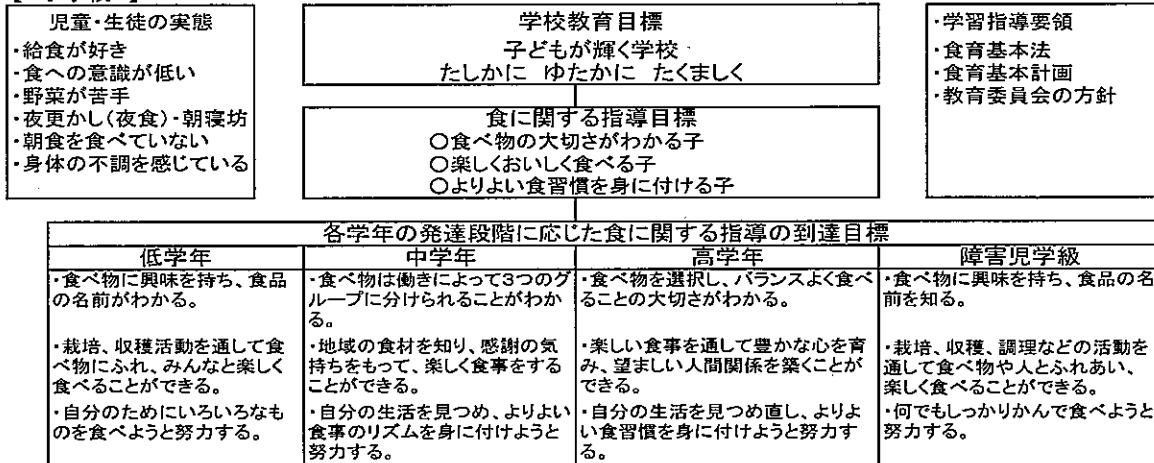
(2) 目標設定

国、県、市町等の食育に関する法、条例、方針や学校教育目標に配慮しつつ、何よりも各学校の児童・生徒の実態に即して、「どんな子どもに育てたいか」という食に関する指導目標を設定する。その際、教職員のみならず、児童・生徒、連携・協力を求める保護者、地域住民等にも理解されやすい具体的な目標とする。

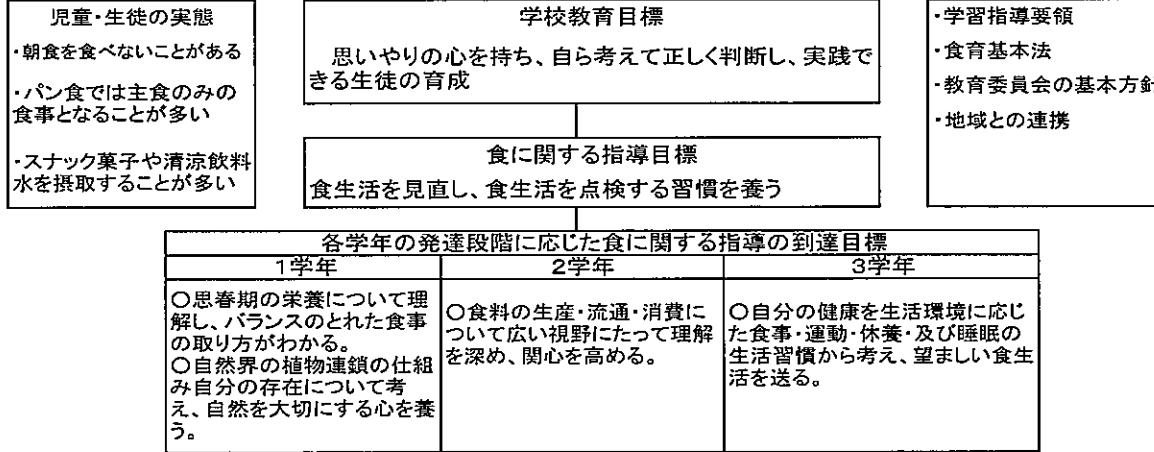
なお、食育の意義と内容を考えたとき、食の大切さを、児童・生徒が実感を伴って学ぶことが必要であり、安易に数値目標を設定し競争させるようなことは、あまり好ましくないので留意する必要がある。

《食育推進モデル校における食に関する指導目標設定例》

【 小学校 】



【 中学校 】



(3) 食に関する指導計画の作成

ア 全体計画

全体計画の中に、各学校の食に関する指導目標を設定し、その目標にそった食育の内容を明らかにする。その際、「生きる力」の重要な柱である「心身の健康」を中心課題ととらえつつも、栄養・健康教育にとどまらず、食農教育、環境教育、さらには地域学習、消費・流通に関する学習などの視点からも取り扱い、児童・生徒が食の持つ多様な側面に気づき、食の大切さを学ぶことができる計画とする。

《全体計画作成要領》

○食に関する指導の全体計画における内容

食に関する指導の全体計画は、全教職員が共通認識を持ち、学校教育活動全体で取り組む上において必要不可欠なものであり、学校での食育に対する考え方を家庭や地域に示すためにも大切な資料となる。

なお、学校・家庭・地域が一体となって食育を進めるためには、家庭・地域との連携を視野に入れた全体計画を作成することが必要である。

1 児童生徒の実態

食に関する児童・生徒の実態を簡潔にまとめる。

2 目標

食に関する全体計画には、学校の教育目標を上位目標として、子どもの実態等を踏まえた上で、学校としての食に関する指導目標を設定する。また、児童・生徒の発達段階を考慮した上で、各学年における児童・生徒の到達目標を設定する。

3 教科との関連

食に関する指導に関わる単元名や題材名を記述する。例えば社会科での食料生産、理科の人や動物の体の単元や家庭科の食生活分野での学習内容が記述されることになる。国語の教科書にも食に関連した内容が扱われている。小学校第2学年生活科「やさいをそだてよう（栽培・調理体験）」のように、扱い方を併記すると食に関する指導の視点が明確になる場合がある。なお、養護学校等（平成19年度から「特別支援学校」）においては、領域・教科を合わせた指導における食に関する題材について記述する。

4 道徳

教科の場合と同様、食に関連していると考えられる単元名等を記述する。

5 総合的な学習の時間

食育もしくは食農教育等として一定の時間枠を確保し、その内容を記載することが望ましい。その際、教科学習や給食指導と関連づけた計画とすることで効果的な学習が可能となる。また、従来、環境や福祉・健康、地域に関わる課題として扱われてきた学習は、食育と関連が深い場合が多い。食育との関連性を改めて見直し、関連性があると判断した場合には、このような課題も全体計画に組み入れるとよい。さらに、国際理解、防災、平和などの取組の中にも食に関する指導に関わる内容が含まれていることにも留意する。

6 特別活動

特別活動については、給食の時間における給食指導の他（7に別記）、学級活動等における食に関する指導の題材と、学校行事や児童会（生徒会）活動における食に関連した活動項目等を記述する。

7 給食指導

給食実施校については、給食の時間における給食指導の年間指導計画を食育の視点で見直して記述する。給食指導の内容としては、準備・片づけ・衛生・食事・マナー指導のほかに、バランスのよい食事、食品の働きや身体への影響等についての指導が含まれている。教科や総合的な学習の時間における学習内容、学級活動における指導との関連性を意識して年間計画を立てると効果的な指導が可能となる。例えば「野菜を食べよう」という指導目標は、教科等で行われる野菜の栽培学習と組み合わせることで効果的なものとできる。

8 個別指導

通常、個別指導は学校全体で行う食に関する指導とは別個に行われるものであることから実施計画を簡潔に書くのみにとどめ、必要に応じて食物アレルギー等への対応策や、宗教上の配慮事項等についても記述する。なお、記述にあたっては、個人情報を十分配慮しなければならない。

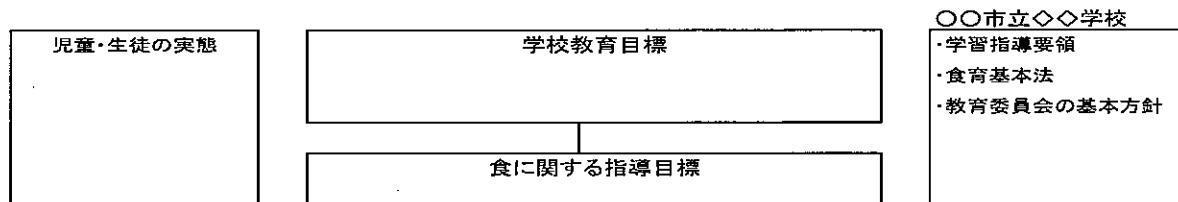
9 家庭・地域との連携

家庭や地域との連携のあり方がわかるよう、給食だよりや保健だよりの発行、親子料理教室開催など具体的に記述する。

《全体計画様式 例》

[年度用]

食に関する指導の全体計画(様式)



○○市立◇◇学校

- ・学習指導要領
- ・食育基本法
- ・教育委員会の基本方針

各学年の発達段階に応じた食に関する指導の到達目標		
低学年	中学年	高学年

	第 学年						
教科との関連							
道 德							
総合的な学習の時間							
	1学期	2学期	3学期				
特別活動	低学年						
	中学年						
	高学年						
学級活動							
学校行事							
児童会(生徒会)活動							
個別指導							
家庭・地域との連携							

[引用・参考文献 《全体計画作成要領》及び《全体計画様式 例》]

:「公立学校における食育に関する検討委員会」報告書（平成18年7月）東京都教育委員会】

イ 年間指導計画

年間指導計画の中で、教科等の関連内容との指導時期を調整するとともに、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間と関連させて作成する。

→《第3章 食育推進モデル校における実践例を参照》

(4) 指導体制の整備

全教職員によって、学校教育活動全体で取り組んでいくため、指導体制を整備する。

観点としては、以下のようなことが考えられる。

ア 学校教育活動全体で食育に取り組んでいくための体制づくりと各役割の明確化

イ 栄養教諭・学校栄養職員との連携 (p 16、17参照)

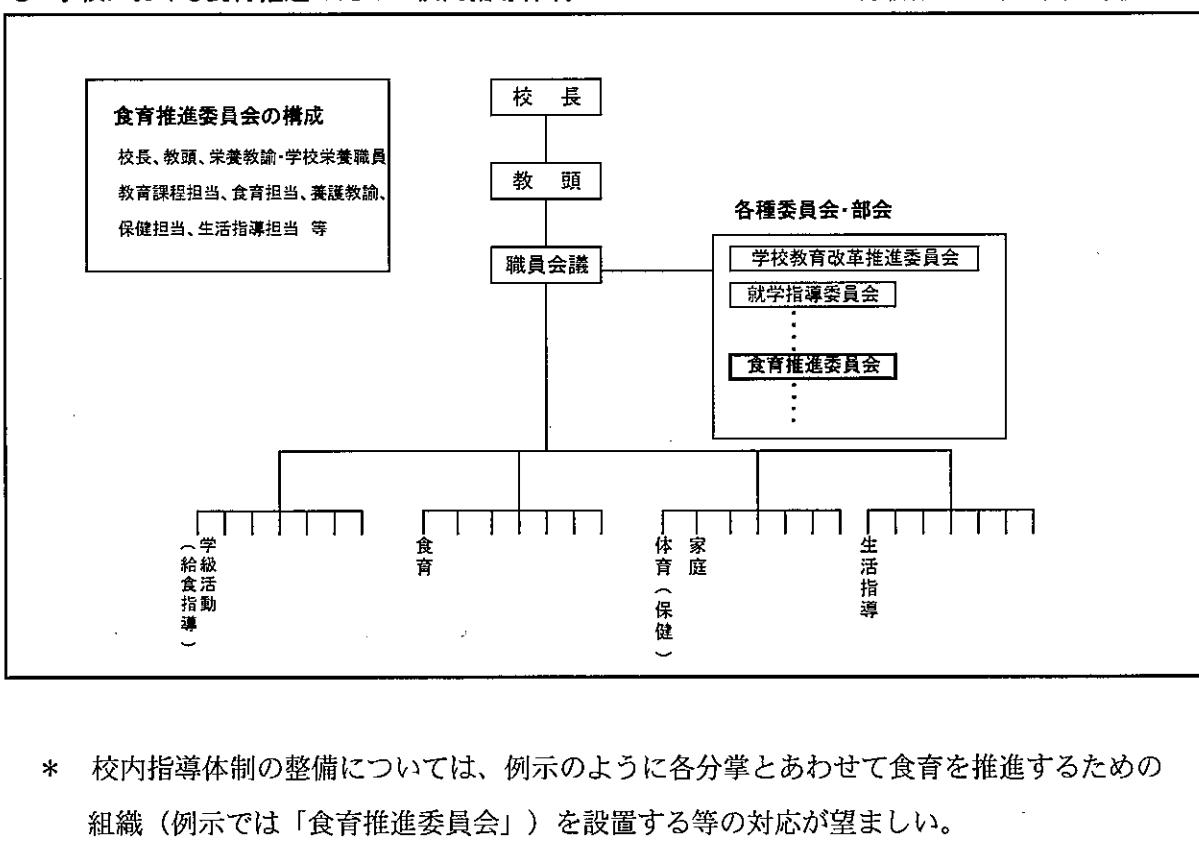
ウ 地域人材の有効活用

なお、地域人材の活用においては、可能な限り計画段階から連携を図り、学校教育のあり方や計画した指導の目的について十分な理解を得た上で参画を求める。

《食育推進モデル校における校内指導体制例》

○ 学校における食育推進のための校内指導体制

(学校名：〇〇市立△△小学校)



“栄養教諭・学校栄養職員の参画にあたって”

本プログラムの作成に際して行われた食育推進モデル校での実践では、学校栄養職員との連携のあり方に焦点を当てた研究も行ってきました。食について専門知識を持った方々の支援やチームティーチングへの参加は、食育のあらゆる場面で期待されているところですが、最も期待されているのが学校栄養職員です。学校栄養職員が教壇に立つことは平成10年の文部科学省通知によって認められ、その支援を求めることが奨励されています。

本県でも既に多くの学校栄養職員が、食育の支援に携わっており、学校での食育推進において重要な役割を担っています。しかし、食育には、栄養以外の幅広い内容が含まれており、教科や総合的な学習の時間などの活用が必須となります。本県においても栄養教諭が配置されますが、学校での食育を実践する主体が学級担任や教科担任等であることに変わりはありません。栄養教諭・学校栄養職員の支援は欠くことはできないものの、栄養教諭・学校栄養職員のみに任せることではなく、学校教育活動全体で取り組むための指導体制を整備し、全教職員が目標と全体計画を理解した上で実践に取り組むことが求められています。

また、学校の授業は、教育課程の枠組みの中で行われるものですから、栄養教諭・学校栄養職員は、学校の教育課程をできるだけ理解し、児童・生徒の発達段階を考慮した上でチームティーチング等に参加する必要があります。例えば、小学校の教科学習では栄養素を学ぶことがありませんから、栄養素の名前をはじめから組み込んだ指導は避ける必要があります。しかし、日常生活で得られる知識として、また、調べ学習の中で、児童が栄養素の名前を用いる場面はよく見られます。そのような場合は、栄養素の説明を無理に避けるのではなく、その場面に適した対応をとる必要があり、時には専門家として説明することが求められるでしょう。一方、三つの食品群（三色食品群）は、5・6年生で学ぶ家庭科の教育課程に組み入れられていますが、低学年の給食指導のみならず、保育所・幼稚園の栄養教育でも従来から用いられてきたものです。従って、低学年の指導にも積極的に用いてよいのですが、食品群の説明に際しては、児童の発達段階を充分踏まえる必要があります。

「栄養の専門家」としての栄養教諭・学校栄養職員の支援が多くの場面で想定されますが、学校給食の現場からの情報を児童・生徒や保護者へ伝えたり、専門的知識を要する様々な質問（例えば正しい食情報に関するもの等）に答えたりすること、さらには、学級担任等がより正しい知識・情報を見分け、的確な教材を選択できるよう支援することなど、専門性を活かした役割が期待されます。

○ 栄養教諭について

① 趣 旨

学校における食に関する指導を充実し、児童・生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校教育法の改正等により、平成17年度から栄養教諭制度が創設され、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員として、義務教育諸学校に配置できることとなった。

本県においても、平成19年度から、学校給食をより充実させるとともに、食に関する指導体制を整備し、学校における食育の円滑な推進を図るため、小学校、中学校、盲・聾・養護学校（平成19年度から「特別支援学校」）に栄養教諭を段階的に配置する。

② 職 務

栄養教諭は、栄養に関する専門性と教育に関する資質を活かして、子どもたちに対する「学校給食の管理」と「食に関する指導」を一体的に行う。

《栄養教諭の職務》

学校給食管理

- 学校給食に関する基本計画の策定への参画
- 学校給食における栄養量、食品構成に配慮した献立作成
- 学校給食の調理、配食及び施設整備の使用方法等に関する指導・助言
- 調理員、施設整備の衛生管理
- 食品に関する衛生管理
- 学校給食用物資の選定、購入、保管

+

食に関する指導の教職員間、家庭や地域との連携・調整

- 食に関する指導に係る全体計画作成等への参画
- 学校給食だよりなどを活用した家庭への働きかけや地域の生産者等と連携した体験学習の実施

個別的な相談指導

- 肥満・過度の痩身、偏食傾向やアレルギー等に関する児童・生徒への個別的指導

教科等における指導

- 学校給食を生きた教材として活用し、学級担任や教科担任と連携した食に関する指導

〔参考文献：「栄養教諭制度について」文部科学省資料〕

(5) 実 践

各学校で作成された食に関する指導計画に基づき、栄養・健康教育にとどまらず、食農教育、環境教育、さらには地域学習、消費・流通に関する学習などの視点からも取り扱い、児童・生徒が食の持つ多様な側面に気づき、食の大切さを学ぶことができる指導とする。そのためには、体験的な学習等を活用し、実感を伴う指導となるよう留意する必要がある。

ア 「食べ方」「調理」の基礎・基本の定着

「食べ方」「調理」の基礎・基本（家庭、技術・家庭〔家庭分野〕、体育、保健体育における「食」に係る内容^{資料と解説3)} 及び「食生活指針」^{資料と解説4)}）を押さえておくことが重要である。また、体験活動等を通した実感を伴う指導は、基礎・基本の定着のためにも必要とされている。

○ 家庭、技術・家庭〔家庭分野〕：食に関心を持つ、バランスのよい食事のとり方、食品群^{資料と解説6)}・料理構成の考え方の理解)、栄養素の理解(中学校)、調理技術の習得、安全衛生の留意、食品の購入(中学校)

○ 体育、保健体育：健康による生活の仕方(食事・運動・睡眠の大切さ、調和のとれた生活)、病気予防の大切さ

○ 食生活指針：我が国の食生活の状況をふまえ、国民の望ましい食生活のあり方をわかりやすい実践的な指針として文章表現したもので、国民各層の理解と実践の促進が、平成12年に国レベルで決定されている。10の大項目(指針)とその中の小項目(実践のために取り組むべき具体的な内容)からなり、大項目としては例えば次のような項目が記載されている。

- ・食事を楽しみましょう(小項目ではおいしい食事を味わうこと、家族団らんの大切さも記載されている)

- ・食事リズムから、健やかな生活リズムを（小項目では、朝食摂取の大切さ、夜食・間食の注意が記載されている）
- ・主食・主菜・副菜を基本とした食事バランスを（「食事バランスガイド」資料と解説7)の理解・活用も求められている）
- ・適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を
- ・食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も

これらは、いずれも学校における食育の指導目標となりうるものであり、健康食生活ひょうごプラン（平成17年3月）における基本的な11の実践項目もこの食生活指針に準じて策定されている。

イ 「食べもの」「地域と食文化」に関する内容の発達段階に応じた指導、実感を伴う指導：生きた教材としての学校給食と各教科、道徳、特別活動を関連づけ統合した総合的な学習の時間の実践

「食べもの」「地域と食文化」に関する内容については、社会（地域学習、農業及び水産業における生産・流通・消費）、理科（体のつくりと働き、生命の尊重、生命の連續性、自然環境の保全）、生活（栽培）、技術・家庭〔技術分野〕（作物の栽培）等の内容と関連づける。資料と解説5) また、学校給食や弁当を「生きた教材」として活用した特別活動は、従来にもまして重要な実践の場となる。さらに、総合的な学習の時間においては、各教科、道徳、特別活動を関連づけた、体験的・問題解決的な指導を行う。

（ア）発達段階に応じた指導

低学年→中学年→高学年、さらには中学校と、指導内容の系統性に考慮する。

- 例：
- ・健康的な食習慣の形成→自己選択に基づいた生活習慣の改善
 - ・各校種・各学年で学ぶべき教科内容との関連づけ
 - ・食生活学習教材（文部科学省）の有効活用

(イ) 実感を伴う指導

児童生徒が自己の食行動や実生活に活かせるよう、体験活動等を通した指導を工夫する。

- 例：・調理体験、農業体験、地域体験学習等の積極的な活用
- ・学校給食の「生きた教材」としての有効活用
- ・学校給食や弁当づくりなどの適切な教材化

(6) 評価を活かした実践内容の改善

学校における食育に係る活動全体（目標設定・食に関する指導計画・指導内容・方法等を含む）に対し、学校評価として位置づけて行う必要がある。さらに児童・生徒、保護者等の意識変化、知識・技能の変化等を加えて総合的に評価し、次回、あるいは次年度に活かしていくことは、食に関する指導のみならず全ての学校教育活動に求められるものである。

(7) 研修の機会の設定

ア 教職員に対して

食育を推進していくためには、全教職員が「食育」に関心を持って、食の大切さを認識し、『食に関する指導目標』を十分に理解するとともに、それぞれの役割を果たすための意識と意欲の向上が必要である。

学校長のリーダーシップのもと、全教職員が関わって目標設定と計画作成を行うことにより意識と意欲の向上を図ることも可能であるが、状況に応じて、専門家等による研修の機会も設定していく。また、授業研究を通した指導技術の向上、学期ごとあるいは年度末に事前・事後の様々な調査結果等を踏まえての推進状況の評価など、全教職員が実践過程を把握し、確認できるよう配慮していく。

イ 保護者、地域住民に対して

保護者や地域住民に対して協力等を求めていくためには、同じ意識、同じ目線で食育に対する考え方を持ってもらうことが必要である。そのためには、まず、全体計画をもとに学校における食育について十分説明するとともに、機会あるごとに保護者、地域住民に対しても啓発・普及のための研修設定が求められる。児童・生徒に関わること、大人自身にも関係することなど、できるだけ具体的な事例を取り上げ、時には実習等の体験活動も組み入れながら行うことが有効である。

《食育推進モデル校における保護者への啓発活動例》

「にがてな野菜をおいしく食べようクッキング」の実施

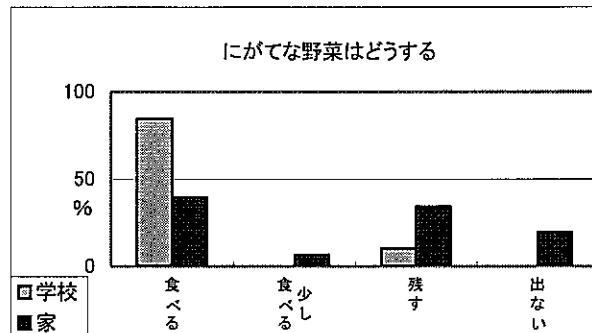
野菜は児童にとってにがてな食材である。「子どもの食生活アンケート調査」によると「嫌いな食品」のトップは「野菜」と答えている児童が約40%あった。

さらに苦手な野菜をどうするかとの質問には右のような結果になった。また、にがてな野菜が食卓に出ない家庭が約20%あった。

野菜の中でのにがてなものは何かとのアンケートでは、ピーマン・なす・トマトの順で多かった。

そこで、夏休みにピーマン・なす・トマトを使った親子料理教室「にがてな野菜をおいしく食べようクッキング」を実施した。

クッキングには、給食センターからたくさんの方々にきてもらい協力願った。終了後のアンケートでは、ほとんどの保護者からは「楽しかった。」「いつもの家の料理と比べてよく食べた。」「家へ帰ってから作ってみた。」との回答があった。



親子共、とても楽しく参加させていただきました。あんなに自分からすすんで「なす」を食べることはなかっただけに家でも大好評でした。また、このような機会があれば是非参加したいです。

どの料理も家で作ったことのないものばかりでしたので、とても参考になりました。ドライカレーがとても気にいっていました。ピーマンが苦手だったのですが、おいしく食べていました。

また、食育アンケートを実施した際、「こんな工夫で野菜が食べられるようになった」という体験談や、「家庭で喜んで食べる野菜料理」等を保護者より教えていただき、それを冊子にして親子料理教室の日に配布した。

(8) 家庭、地域、食に関する機関・団体との連携

児童・生徒にとって第一の食育の場は、本来家庭にあると考えられ、家庭との連携を強化することがあらゆる場面で重要となる。また、地域やその他の関係機関・団体に対して、体験活動等における参画を求めるには、実感を伴う指導となるよう、設定した目標や全体計画の内容に応じた的確な人材・団体を選定する必要がある。

ア 家庭に対して

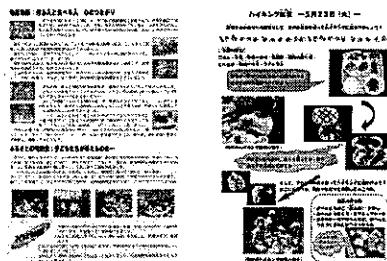
学校での児童・生徒の学習内容・取組を知らせるとともに、食育に関する授業や給食参観を促し、家庭でも食を大切にできるよう啓発に努める。また、食育関連の行事等を開催したときには、積極的な参加を促し、研修を兼ねた講演等の開催を通して、連携を呼びかけることも考えられる。

《食育推進モデル校における広報活動例》

学校で取り組んでいる食育について地域・家庭にむけ発信し、理解を求めた。また、児童のおかれる食環境を整えることをめざして、積極的に食に関する情報を共有し、地域の食生活の向上へむけて地域・家庭と歩みをともにしている。



(校内食育広報：食育だより)



(夢プラザ食育 PR コーナー)

イ 地域に対して

実感を伴う指導を行うため、伝統食・郷土食等の導入支援、体験学習における支援など、設定した目標や食に関する指導計画の内容に応じた専門的な知識・技術を有した地域の人材^{*}に協力を求めていくことは必要で、例えば「いきいき学校応援団」^{**}の活用などが考えられる。また、食育関連の行事等を開催するときには、地域住民の参加も呼びかけたい。

* 専門的な知識・技術を有した地域の人材としては、例えば「農業従事者、食品流通業者、栄養や医療等専門職種に通じた人々、地域の歴史や文化に通じた高齢者等」が考えられる。

** 「いきいき学校応援団」：兵庫県教育委員会事務局義務教育課事業——総合的な学習の時間等において、地域の人や諸団体、民間企業、公的機関、保護者等、校区の自然・歴史・文化等に詳しい人や児童・生徒の学習をサポートしていただける人、特定の分野で専門性の高い郷土出身者などを学校支援ボランティア（「いきいき学校応援団」）として導入。

ウ 関係機関・団体に対して

「食の持つ多様な側面に気づく取組」を進めていくためにも、食に関わる専門的知識・技能を有する関係機関・団体^{*}に協力を求めることが有効な場合がある。そこで、積極的な情報交換を行うとともに、学校における指導に対しても、目標・計画・実践内容に即した支援が得られるよう、日頃から関係機関・団体等との十分な連携を図っていく必要がある。

* 関係機関・団体として「農林水産関連機関・団体、大学・専門学校・研究機関、企業、商店・生活協同組合、生産者団体、消費者団体、各種NPO等」が考えられる。

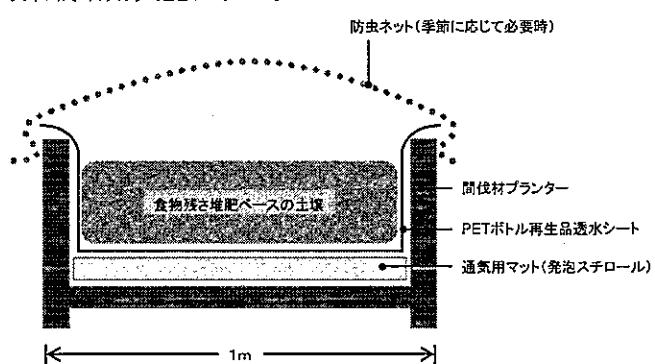
《都市部の食育推進モデル校における実践例》

都会の児童にも野菜栽培体験を

本校の学習園は、日当たりが大変悪く作物が育ちにくい。子どもたちに日当たりのよい場所で野菜栽培をさせたいという願いから、県立淡路景観園芸学校教授 平田富士男先生の協力で、県立淡路景観園芸学校開発の野菜栽培用大型プランターを設置した。

1 県立淡路景観園芸学校開発の野菜栽培用大型プランターについて

- ・間伐材部材によるキット。
- (組み立て式)
- ・大きさ 1m×1m×30cm。
- ・排水マットや透水シート
- ・調整済み土壌。



2 栽培の様子から

子どもたちは、自分たちが植えた野菜が大きくなるのを楽しみに栽培している。開発された調整済み土壌は栄養分が豊かで水はけもよく、夏野菜や秋冬野菜が大きく育ち、自然に恵まれない地域ながらたくさん収穫できた。とれた野菜は、子どもたちが家庭に持ち帰ったり、給食の時間に全校生で味わったりした。

【栽培した野菜】

- (夏) なす・ピーマン・トマト・きゅうり・オクラ
ラディッシュ・いんげん
(秋冬) だいこん・かぶ・にんじん・白菜・キャベツ
ブロッコリー・にら・たまねぎ・レタス・水菜



なお、このプランターによる栽培活動は、独立行政法人科学技術振興機構の「スクール・パートナーシップ・プログラム」として採択され、実施されている。